

子育て・自立のステージ

～ 次代を担う子どもたちが健やかに成長でき、
北海道に住み続けることができる環境づくり ～

19 未来の親となる若年者への就労支援

(48) 若年者の雇用の安定

- ① 若年者の職業観・勤労観の早期形成を図るため、専修学校を活用し中学生を対象とした就業体験の取組を支援
 - ・専修学校活用講座 : H28…318講座
- ② 将来親になるであろう若者を対象として、「少子化の現状」、「妊娠・出産」、「子育て支援」、「若者の自立」などの理解の促進や、自分の将来を考える機会の提供のため、大学・企業等への出前講座や、大学との連携による公開フォーラムを実施
 - ・実施学校等 : H28…119か所(14大学、78高校、11企業、12中学、その他4) 受講者6,887名
 - ・公開フォーラム(再掲): H28…4大学421名(北大、道文教大、名寄市大、道医療大)

20 子どもの権利及び利益の尊重

(49) 子どもの意見の適切な社会反映

- ① 北海道子どもの未来づくり審議会に「子ども部会」を設置、年2回開催
 - ・子ども委員 : 中学生及び高校生17名
 - H28…付託テーマ : 「私たちの希望がかなう北海道の姿」
 - 知事への提言 : 「子どもが生まれてから成長する間の、子育ての不安や悩みを解消する子育て支援の充実。」など4項目
- ② 北海道子どもの未来づくり審議会「子ども部会」における審議内容や、知事への建議の状況等を道のホームページ等で掲載し、市町村の取組への反映を促進
- ③ 道内高校生の意識・意見調査を実施
 - ・主な調査項目 : 家庭・親子関係、「生き方」や道徳観・倫理観、悩みごと、学校生活など

■ 子ども部会の運営

H27実績	H28実績	進捗率	目標(H31)
1部会 2回開催	1部会 2回開催	—	子どもの意見を 施策に適切に反映

21 家庭での養育に恵まれない子どもへの支援の充実

(50) 児童養護施設等退所児童への自立支援

- ① 児童養護施設等を退所した子どもの自立に向け、就職した子どもに対する支度費や大学等に進学した子どもに対する支度費を支給
 - ・就職支度費 : H28…49人
 - ・大学進学等自立生活支度費 : H28…9人
- ② 児童養護施設等を退所する子どもに保証人がいない場合の損害賠償保険料を負担
 - ・身元保証契約 : H28…5件

- ・連帯保証契約 : H28…7件
- ③ 自立援助ホームにおいて相談支援等を実施
 - ・自立援助ホーム : H28…12か所
- ④ 児童養護施設等の退所者で安定した生活基盤の確保が困難な状況にある就職者又は進学者に対し、生活費等の貸付を行うため、児童養護施設退所者等自立支援貸付事業により実施主体である(福)北海道社会福祉協議会あて必要原資を補助
 - ・貸付決定 : H28…10名

22 子どもの健全育成等の促進

(51) 望ましい生活習慣確立のための意識啓発

- ① 「生活リズムチェックシート」の活用
 - ・全道14管内で生活リズムチェックシート活用促進講習会を開催
- ② 「ノーゲームデー」の推進
 - ・PTA等との協働による普及フォーラムを道内26会場で実施
 - ・ネット利用をテーマとした高等学校生徒会フォーラムを道内3会場で開催
 - ・モデル事業を道内3会場で開催
 - ・ジュニアサポーター養成事業を道内4会場で開催

(52) 児童館活動の促進

- ① 遊びを通じ健全育成をめざす児童館、児童センターの整備促進
 - ・児童館 : H28…127か所(札幌市除く)
 - ・児童センター : H28…120か所(札幌市除く)
- ② 児童館関係団体との連携を図りながら、情報の交換や児童館等の活動を支援

(53) 文化・スポーツ等に親しむ環境の整備

- ① 子どもの豊かな感性や想像力などの育成に向けて、自主的に読書活動に取り組める環境づくりを推進するため、各地域における読み聞かせやブックスタートの普及を進め、未実施の市町村に対し、実施に向けた指導や助言の実施
- ② 北海道グローバル人材育成事業の実施
 - ・イングリッシュ・キャンプ(小中学生対象) : H28…6会場186人
 - ・スーパー・イングリッシュ・キャンプ(高校生対象) : H28…1会場33人
- ③ 北海道博物館や北海道開拓の村において、北海道の歴史・文化・自然に関する資料展示や、親子で楽しめる体験型イベントを実施
- ④ オホーツク流氷科学センターにおいて、流氷などの科学的知識の普及やオホーツク圏の自然、生活文化への理解促進に向けたイベントや体験学習を実施
- ⑤ (公財)北海道文化財団を通じた芸術文化鑑賞事業へ助成 : H28…42件
- ⑥ 「道民の森」の利用促進
 - ・「道民の森」の維持運営
- ⑦ 森林づくりの情報の提供、森林とのふれあいの機会の確保
 - ・「森づくりネットワークの集い」の開催 : H28…1回
 - ・季節情報誌の発行等 : 毎年度17か所
 - ・森林とふれあうプログラムの提供 : H28…562回
- ⑧ 本道ゆかりのスポーツ選手等を講師に迎え、五輪種目や冬季種目を中心とした体験型教室を開催
 - ・開催実績 : H28…3会場257人

■ ブックスタート事業の実施状況

H 2 7実績	H 2 8実績	進捗率	目標 (H29)
169市町村	173市町村	96.6%	全市町村

※ブックスタート事業に準じた事業を実施する市町村を含む

■ 国際理解教育の実施状況

H 2 7実績	H 2 8実績	進捗率	目標 (H29)
83.8%	97.5%	97.5%	100%

※国際理解教育を行っている公立高等学校の割合

(54) 公園、遊び場の整備

- ① 公園の整備、利用促進
 - ・道立公園供用合計数 : H28…11か所
 - ・道立公園供用合計面積 : H28…989ha
- ② 「道民の森」の利用促進
 - ・「道民の森」の維持運営
- ③ 親しみやすい川・水質の改善・ゆとりの確保、子供たちの川づくり・魚道の整備など生きている川づくりの実施
- ④ 海水浴等で特に利用度の高い海岸で、地域住民の要望に答えるため、階段、遊歩道、緑地帯等の施設の充実を図り、海岸域が一体となった安全で快適なレクリエーションの場を創出
 - ・整備数 : H28…1か所

(55) 食育等の普及

- ① 「どさんこ食育推進プラン」(北海道食育推進計画第3次(H26.3月策定))に基づき、北海道の特性を活かし、ライフステージごとに様々なことを学ぶ「食育」を総合的に推進
 - ・どさんこ食育推進協議会の設置及び地域における食育推進のためのネットワークの構築
 - ・食育コーディネーター制度の普及や食育ホームページによる食に関する情報の提供
 - ・地域懇話会の開催
 - ・食育ファーム制度の推進
 - ・北海道食育推進優良活動表彰の実施
- ② 学校における食に関する指導の充実を図るため、栄養教諭(教職員と連携し、「食に関する指導」を担当)を小学校などへ配置
 - ・配置人数 : 439人<H28.4.1>
- ③ 文部科学省の委託事業「社会的課題に対応するための学校給食の活用事業」を活用し、実践研究を実施
 - ・実施市町村 : H28 …1市、空知管内特別支援学校(5校)
- ④ 将来の魚食文化を支えていく子ども達に北海道の水産物を身近に感じてもらうため、水産教室を開催し、魚食の普及促進を図るほか、水産業・漁村に対する理解促進のため、小中学生等を対象とした出前授業を実施
 - ・こどもおさかな教室の開催 : H28…3回
 - ・出前授業の開催 : H28…65件
- ⑤ 「道民の森」の利用促進
 - ・「道民の森」の維持運営
- ⑥ 森林づくりの情報の提供、森林とのふれあいの機会の確保
 - ・「森づくりネットワークの集い」の開催 : H28…1回
 - ・季節情報誌の発行等 : 毎年度17か所

- ・森林とふれあうプログラムの提供 : H28…562回
- ⑦ 木育活動の指導者・アドバイザーとしての役割を担える人材（木育マイスター）を育成
 - ・木育マイスターの育成 : H28…24名
- ⑧ 家族連れなどが気軽に森林づくりに参加できる「エコ・チャレンジの森」を道民の森に設定し、来園者や児童・生徒による植樹活動を推進
 - ・参加者数 : H28…320名
 - ・植樹 : H28…1,287本

■ 食育推進計画を作成している市町村数

H27実績	H28実績	進捗率	目標 (H30)
78市町村	84市町村	46.9%	全市町村

(56) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

- ① 人工妊娠中絶、性感感染症、飲酒、喫煙などの思春期における健康教育の推進に有効な手段であるピアカウンセリング推進事業を実施
 - ・実施道立保健所 : H28…2か所
- ② 道立保健所による思春期相談の実施
 - ・相談件数 : H28…506件
- ③ 思春期に関する保健関係職員のスキルアップと連携推進のため、ピアカウンセラーの養成など研修や会議を道立保健所で実施
 - ・実施回数 : H28…46
- ④ 「女性の健康サポートセンター」による相談を実施
 - ・相談件数 : H28…9,319件
- ⑤ 女性が自らの健康状態に応じ、的確な自己管理を行うことができるよう、健康教育の実施及び「女性の健康手帳」を作成・配布
- ⑥ 教員や関係機関等を対象とした、全道研究協議会を札幌の1地区で開催
- ⑦ 学校と連携した小・中・高校における薬物乱用防止教室を計画的に開催し、薬物の有害性に関する正しい知識の習得等薬物乱用防止意識の向上を図るとともに、少年相談110番の開設とその広報を実施し、覚せい剤等薬物乱用防止をはじめ、少年の非行や犯罪被害等防止のための活動を推進
 - ・少年相談電話 : H28…109件

23 教育環境の整備

(57) キャリア教育等の推進

- ① 望ましい勤労観・職業観を育成するため、高校生インターンシップ推進事業を実施
 - ・全日制道立高校生の参加 : H28…21,085人(25.0%)
- ② 各学校や地域におけるキャリア教育の充実を目指して道内各地区の実践を掲載した事例集を作成し、各小・中学校、高等学校での活用を促進
- ③ 道研講座及び各種研修事業におけるキャリア教育の充実に係る教員研修の実施
- ④ 公立小・中学校各教科等担当指導主事研究協議会において、キャリア教育の動向について周知するとともに、充実に向けた指導助言のポイントを説明し全道の指導主事で共有)

■ インターンシップの実施状況

H 2 7実績	H 2 8実績	進捗率	目標 (H29)
59.6%	64.2%	107.0%	60.0%

※全日制道立高等学校において、在学中に1回以上インターンシップを経験した生徒の割合

(58) 地域特性を活かした魅力ある教育環境の整備

- ① 「新たな高校教育に関する指針」に基づき、生徒の興味・関心、進路希望等に応じた魅力ある高校づくりを推進
 - ・導入状況 : H28 … 総合学科16校、全日制普通科単位制27校、普通科フィールド制7校
- ② 私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校等の管理運営のため助成

(59) 家庭及び社会教育への支援の促進

- ① 「北海道家庭教育サポート企業等制度」の協定締結企業等の拡大を図り、家庭教育を支援するための職場環境づくりを推進
- ② 地域住民が学校教育支援ボランティアとして学校の教育活動を支援する体制づくりを推進
 - ・学校支援地域本部実施市町村 : H28…119市町村(275本部)
- ③ ボランティア活動などの体験学習の機会を充実するため、体験活動・ボランティア活動支援センターを設置し、体験活動に関する情報を収集・提供
 - ・センターホームページで提供した体験活動等情報件数 : H28…2,005件
- ④ 青少年の社会参画を推進するため、地域活動の核となる青少年活動リーダーを養成
 - ・ジュニアリーダーコース : H28…修了者265名(中学生199名、高校生66名、道内14カ所実施)
 - ・シニアリーダーコース : H28…修了者10名(道内1カ所実施)
- ⑤ 学校や地域社会の連携によって、子どもや地域住民のボランティア活動等への参加を促す活動を支援
- ⑥ 野外活動、自然観察等様々な体験活動を行うことができる、道内6カ所(砂川、深川、森、北見、足寄、厚岸)の道立青少年体験活動支援施設を維持管理

■ 「北海道家庭教育サポート企業等制度」登録企業数

H 2 7実績	H 2 8実績	進捗率	目標 (H29)
2,061社	2,262社	90.5%	2,500社

(60) いじめ、非行、不登校等に対する相談、連携体制の整備

- ① 児童生徒へのカウンセリングや教職員・保護者への助言を行うため、臨床心理士等のスクールカウンセラーを、小学校、中学校、高校、特別支援学校等に配置
 - ・スクールカウンセラーの配置 : H28…371校(小学校12 中学校274 中等教育学校1 高校75 特別支援学校9)
 - ・スクールカウンセラー連絡協議会の開催 : H28…1回
 - ・教育相談員セミナーの開催 : H28…6カ所
- ② 問題を抱えた児童生徒が置かれている環境の問題を解決するため、社会福祉士等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置
 - ・スクールソーシャルワーカーの配置 : H28…28市町への配置、道教委で5名の任用
 - ・スクールソーシャルワーカー連絡協議会の開催 : H28…2回
- ③ 不登校児童生徒の学校復帰のため、適応指導教室、民間の施設や学校が連携した指導方法・対処法など

の協議を行う不登校児童生徒支援連絡協議会の開催

・開催回数 : H28…1回

- ④ 子どもや保護者からの相談対応、関係機関との連携等により、問題解決につなげる支援を行うため、子ども相談支援センターを設置
- ⑤ 子ども相談支援センターの紹介カードを小・中・高・中等教育学校・特別支援学校の児童生徒に配布
- ⑥ 専門的な見地から支援・助言を行うため、有識者や弁護士などで構成するいじめ問題等解決支援チームの派遣や、インターネット回線を活用した専門家による教育相談等の支援を行う体制を整備
- ⑦ いじめの防止等に関係する機関・団体の連携を図るため、北海道いじめ問題対策連絡協議会を開催
 - ・北海道いじめ問題対策連絡協議会 : H28…1回
- ⑧ いじめ・不登校等の問題に関する管内の対応を検討するため、各教育局で地域いじめ問題等対策連絡協議会を開催
- ⑨ 児童相談所の児童福祉司による指導の一環として、ひきこもり・不登校児童の家庭に、メンタルフレンド（児童の兄又は姉に相当する世代で児童福祉に理解と情熱を有する大学生等）を派遣し、児童の自立を支援
- ⑩ 子どもの居場所づくりのあり方について、当事者だった方や支援団体等と意見交換会を開催。
- ⑪ 指導主事による学校教育指導等を通じた情報教育に関する指導助言
- ⑫ 「情報モラル教育の推進」に係る教員の研修講座の実施
- ⑬ ネットパトロール講習会等指導者養成研修会等の実施
 - ・ネットパトロール講習会 : H28…15回 301名
 - ・子どもたちをネットトラブルから守るための保護者講習会 : H28…82回6,980名

■ ネットトラブル未然防止の取組状況

H27実績	H28実績	進捗率	目標 (H29)
小 : 92.1%	小 : 95.8%	小 : 95.8%	100%
中 : 96.1%	中 : 95.0%	中 : 95.0%	
高 : 99.2%	高 : 100.0%	高 : 100.0%	

※定期的にネットパトロールを行っている学校の割合

(61) 経済的負担の軽減

- ① 経済的理由で就学困難な生徒に対し、奨学資金等を貸し付けることにより経済的負担を軽減
 - ・公立高等学校奨学資金貸付金 : H28…1, 293人
 - ・公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付金 : H28…82人
 - ・私立高等学校等奨学事業(貸付金) : H28…2, 666人
 - ・私立高等学校等奨学事業(入学資金貸付金) : H28…145人

24 若者への雇用環境の整備

(62) 若者の就業支援体制の整備

- ① 若年者の職業観・勤労観の早期形成を図るため、専修学校を活用し中学生を対象とした就業体験の取組を支援
 - ・専修学校活用講座 : H28…318講座
- ② 高等技術専門学院において、学生の実践的な技能・技術の習得と産業界のニーズに応じた人材の育成を図ることを目的にインターンシップを実施
 - ・学生(全道8か所の高等技術専門学院)の派遣 : H28…292名(214事業所)
- ③ 若年労働者の雇用対策のため、職業安定機関、教育機関、経済団体等との密接な連携のもとに、地域の

就職支援体制を整備し、面接機会を提供

- ・新規高卒者就職面接会の開催 : H28…12回

(参考: 新規学卒者(高校)就職内定率<H28年度卒> 北海道98.2%、全国99.2%)

- ④ 高卒未就業者等の若年者に対し、職業訓練と企業実習を一体化させた実践的な職業能力開発(デュアルシステム訓練)を実施
 - ・実施数 : H28…13コース
- ⑤ 私立専修学校等へ支援することにより、実践的職業教育の促進や修学上の経済負担の軽減等を図るなど、生徒が質の高い職業教育を受ける機会の確保を図る。

(63) 若者が地域にとどまり、働ける就労の場の創出

- ① 農業を担う青年農業者等の育成・確保を図るとともに、新規就農者向け農業基礎講座や交流会などの開催、青年農業者グループの活動支援等を実施
 - ・新規就農者向け研修会の開催 : H28…4回154人
- ② 北海道漁業就業支援協議会を中心とした新規就業者の確保に向けた情報提供の充実・強化を図るとともに、漁業研修所などを活用した新規就業者に対する技術や知識の習得を促進
 - ・総合研修の開催 : H28…45人
- ③ 地域商業の実態に応じた自主的な取組を促進するため、人材の育成や実施体制構築等の取組を支援
 - ・補助件数 : H28…2件

25 社会全体による取組の推進

(64) 少子化対策に関する推進体制の整備

- ① 少子化対策圏域協議会を14総合振興局（振興局）で運営
 - ・各圏域毎に各年度2回程度開催し、地域の実情に応じた少子化対策の推進について、検討・協議を行うとともに、各圏域との意見交換を行うため、全道連絡会議を開催

(65) 地域における取組への支援

- ① 子育て支援団体や地域子育て支援拠点の従事者、一般の方などを対象に、地域の子育て支援活動の活性化やネットワークの形成を図るため、14振興局ごとに「子ども・子育て応援セミナー」を開催

(66) 子育て支援団体等の活動の促進

- ① 結婚、妊娠・出産、子育てに関する様々な情報を集めた総合ポータルサイトを運営
- ② 地域全体の子育てを支援する気運の醸成を図るため、地域において子育て支援活動に意欲的に取り組んでいる団体等に対し表彰
 - ・ほっかいどう子育て応援大賞：H28…2団体、1個人、1企業

(67) 地域住民等による地域ぐるみの取組の促進

- ① 地域の「せわずき・せわやき隊」の組織化を図り、子育てボランティアの参加意識を醸成
- ② 「北海道すきやき隊（子育て応援団）」の登録促進
 - ・登録企業等数：101企業等
- ③ 子育て世帯が買い物や施設利用の際に特典が受けられる「どさんこ・子育て特典制度」の導入促進
 - ・導入市町村数：H28…179市町村
- ④ 第三期計画の内容や少子化対策の取組の普及啓発を図るため、14総合振興局（振興局）管内及び札幌市において、「少子化対策パネル展」を開催
 - ・実施箇所数：H28…15か所
- ⑤ 結婚、妊娠・出産、子育てを応援する気運醸成のため、テレビCMなど様々なメディアを活用した広報啓発を展開する「ポジティブキャンペーン」を11月を中心に実施
- ⑥ 高齢者が増加する中で、地域での身近なボランティア活動や交通安全活動、世代間交流における地域伝承活動等を行う老人クラブの取組を支援
- ⑦ 主任児童委員、民生委員・児童委員の資質の向上を図るため、必要な知識技術に関する研修などを充実強化するとともに、活動を促進
- ⑧ 主任児童委員、民生委員・児童委員活動の充実強化を図るため、(財)北海道民生委員児童委員連盟の実施する事業及び運営を支援
- ⑨ 主任児童委員及び民生委員・児童委員の資質の向上を図るため、新任研修・専門研修を実施

■ せわずき・せわやき隊等の組織化

H27実績	H28実績	進捗率	目標 (H31)
95市町村	95市町村	53.1%	全市町村

■ 少子化対策パネル展の開催

H 2 7実績	H 2 8実績	進捗率	目標 (H31)
延べ104か所 (H27: 15か所)	延べ119か所 (H28: 15か所)	79.3%	延べ150か所

※目標: H22からの延べ開催か所数

26 教育環境の整備

(68) 木育の促進

- ① 地域材を活用した学校関連施設等の木造化・内装木質化
 - ・整備実績 : H28…1件
 - ・地域材使用量 : H28…251.69㎡
- ② 北海道の木育のホームページで、学校における木育の取組内容や協力体制等について普及PR

27 生活環境の整備

(69) 子育てに配慮した住宅の供給促進

- ① 子どもからお年寄りまで安心して暮らせる住まいの実現を目標として計画的に道営住宅を整備
 - ・ユニバーサルデザインの視点に立った道営住宅の整備戸数 : H28…197戸
- ② 子育て支援の充実を図る道営住宅の整備
 - ・子育て支援住宅の整備戸数 : H28…41戸

(70) 安全な道路交通環境等の整備

- ① 通学路を含む生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、区域を定めて速度を規制する「ゾーン30」を整備
 - ・「ゾーン30」の整備箇所数 : H28…25箇所

■ 地域と連携した通学路の安全確保の取組状況

H 2 7実績	H 2 8実績	進捗率	目標 (H29)
小: 99.4%	平成29年10月 頃確定予定	—	100%
中: 90.5%			
高: 100.0%			

(71) 子育てバリアフリー等の整備

- ① 「北海道福祉のまちづくり条例」に基づき公共的施設において、授乳用のスペースの設置など、生活空間全体のバリアフリー化を推進
- ② 交通バリアフリー化促進のため路線バス事業者に対し、ノンステップバス等の購入費用を助成
- ③ 社会全体で、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進していくため「母になる人への贈りもの運動」を実施

- ・毎月22日を「妊婦さんの日」に制定し普及啓発
 - ・妊婦向け情報誌の作成、協賛企業のクーポン券の配布
- ④ 乳幼児を抱える親子が安心して外出できる環境づくりを図るため、授乳やおむつ交換ができる場所を有する施設の登録を行う「北海道赤ちゃんのほっとステーション」登録等促進事業の実施
- ・登録数：H28…279施設

■ 「北海道赤ちゃんのほっとステーション」登録施設のある市町村数

H27実績	H28実績	進捗率	目標 (H31)
76市町村	76市町村	42.5%	全市町村

(72) 犯罪に巻き込まれない安全で安心な地域づくり等の促進

- ① 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業
- ・スクールガードリーダーの巡回指導事業：H28…25市町村
 - ・スクールガード育成講習会事業：H28…1市町村
 - ・スクールガード養成講習会事業：H28…1市町村
 - ・子どもたちの見守り活動事業：H28…1市町村
- ② 青少年を取り巻く社会環境の整備の促進や福祉を阻害する行為を防止し、次代を担う青少年が健全に育成される社会の実現を目指して制定された「北海道青少年健全育成条例」に基づき、有害情報の制限やインターネットの利用に係る健全な環境の整備などの諸対策を推進
- ・立入調査を実施
 - ・条例に基づく北海道青少年健全育成基本計画（どさんこコースプラン）の推進
 - ・有害情報対策
- ③ フィルタリングの普及促進等に係る要請訪問
- ・訪問先：携帯電話事業者 H28…3社
- ④ 学校や地域の実情に応じた安全教育の普及や子どもを守る体制の整備
- ・学校安全教室：H28…3管内（後志、日高、根室）
 - ・学校安全推進会議：H28…11管内
- ⑤ 学校、保護者、関係機関等が連携した防犯等に関する実践資料の作成・配布
- ⑥ ネットパトロール講習会等指導者養成研修会等の実施
- ・ネットパトロール講習会：H28…15回 301名
 - ・子どもたちをネットトラブルから守るための保護者講習会：H28…82回 6,980名

28 市町村における取組への支援

(73) 定住や移住促進に向けた取組への支援

- ① 移住希望者の総合相談窓口となる「北海道ふるさと移住定住推進センター」を東京に設置するとともに、特定の地域を集中的にPRしセミナーや個別相談会を開催する「北海道ウィーク」を実施。
- ② 北海道への移住を促進するため、就業体験と体験移住をセットにした移住希望者と市町村のマッチング事業（7市町）を実施。
- ③ 地域に潜在するしごと情報の掘り起こしなどを行う「ローカルワークコーディネーター」を各14（総合）振興局に配置。
- ④ 民間や市町村主体の移住施策を促進し官民連携した取組を主導する「官民連携加速プロデューサー」をNPO法人住んでみたい北海道推進会議に配置
- ⑤ 道外からの人材誘致（U・Iターン）を促進するため、U・Iターン求人求職情報提供システムによ

る求人・求職情報の提供を行うとともに、大都市圏の大学の就職相談会や民間就職説明会において道内求人情報の提供を行った。

・U・Iターン求人求職情報提供システム

登録求職者数 : H28…283人

登録求人企業数 : H28…433社

相談件数 : H28…745件

就職決定者 : H28…10人(うち、U・Iターンフェア3人)

・北海道 U・Iターンフェア

H28…実施場所:東京都、参加企業:159社、来場者:170人、就職決定者:3人

・首都圏、関西圏の大学就職相談会への参加

H28…20大学、相談者72人

・首都圏、関西圏の民間就職説明会への参加

H28…東京、大阪で開催した民間就職説明会に3回参加。面接者数:122名、就職決定者:5名

(74) 総合振興局・振興局による市町村支援

① 少子化対策圏域協議会を14総合振興局(振興局)で運営

- ・各圏域毎に各年度2回程度開催し、地域の実情に応じた少子化対策の推進について、検討・協議を行うとともに、各圏域との意見交換を行うため、全道連絡会議を開催

北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例

平成16年10月19日公布：北海道条例第90号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 基本的施策等（第7条—第21条）

第3章 北海道子どもの未来づくり審議会（第22条—第29条）

附則

北海道の将来を担う子どもが、広い大地と豊かな自然の中で、のびのびと心豊かに成長することは、私たち道民すべての願いである。

急速な少子化の進行は、子どもの自主性や社会性が育ちにくくなること、生産年齢人口の減少等により経済や地域社会の活力が低下することなど、北海道の将来に広く深刻な影響を与えることが懸念されている。

少子化には、晩婚化や未婚化などが深く関わっており、さらに北海道においては、核家族化が進んでいること、結婚や子どもを持つことに関して従来の考え方にとらわれない意識が高いこと、子育てと仕事を両立できる雇用環境の整備が不十分なことなどの要因が存在する。

また、こうした核家族化の進行や雇用環境などが、家庭や地域における子育てを支える力の低下と相まって、子育ての不安の増大を招いており、児童虐待の増加など子どもの人権問題にも影響を及ぼしている。

このような状況の中で、結婚、出産、子育てに対する不安や障壁を取り除くことにより、安心して子どもを生ま育てることができ、子どもがひとしく健やかに成長できる社会を実現することは、北海道の重要な課題である。

私たちは、子どもの健やかな成長に適した豊かな自然環境など、北海道の特性を十分に生かしながら、社会全体で出産や子育て、子どもの成長をしっかりと支えることができる社会を目指さなければならない。

このような考え方に立って、子どもの未来に夢や希望が持てる活力あふれる北海道の実現のために、道民の総意としてこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、社会全体で少子化対策を総合的かつ計画的に推進するため、少子化対策の推進に関し、基本理念を定め、並びに道及び事業者の責務並びに道民の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、安心して子どもを生ま育てることができ、かつ、子どもが健やかに成長できる環境を整備し、もって子どもの未来に夢や希望が持てる社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「少子化対策」とは、安心して子どもを生ま育てることができ、子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けて行うすべての取組をいう。

（基本理念）

第3条 少子化対策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本とする。

- (1) 子どもの権利及び利益を最大限に尊重すること。
- (2) すべての子ども及び子どもを生ま育てようとする者への支援に向けて取り組むこと。
- (3) 家庭、学校、地域社会、事業者、行政機関等が、相互連携の下、社会全体で取り組むこと。
- (4) 保健、医療、福祉、労働、教育その他子どもに関するあらゆる分野において、総合的に取り組むこと。
- (5) 地域の人口構造、産業構造、自然環境その他の地域特性を踏まえて取り組むこと。
- (6) 結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が十分尊重されるよう配慮すること。

（道の責務）

第4条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）の通り、少子化対策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 道は、少子化対策を推進するに当たっては、国、市町村、事業者、関係団体等と緊密な連携を図らなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念の通り、その雇用する労働者が家庭と仕事との両立を図ることができるよう、必要な雇用環境の整備に努め

るとともに、道が実施する少子化対策に協力する責務を有する。

（道民の役割）

第6条 道民は、基本理念に対する理解を深め、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、安心して子どもを生ま育てることができる社会の実現に資するよう努めるとともに、道が実施する少子化対策に協力しなければならない。

第2章 基本的施策等

（実施計画）

第7条 知事は、少子化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、少子化対策の推進に関する計画（以下「計画」という。）を定めなければならない。

- 2 計画は、少子化対策の目標、内容等について定めるものとする。
- 3 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道子どもの未来づくり審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、計画の変更について準用する。

（社会全体による取組の促進）

第8条 道は、少子化の現状及び要因、少子化が北海道の社会経済に与える影響等を把握し、道民、事業者等に広く周知するとともに、少子化対策の意義、目的等について、道民、事業者等の理解を促進するものとする。

2 道は、家庭、学校、地域社会、事業者、行政機関等がそれぞれの責務又は役割を果たすことができるよう支援するとともに、相互の連携の下、社会全体による少子化対策の推進が図られる体制の整備に努めるものとする。

（子どもの権利及び利益の尊重）

第9条 道は、子どもの権利及び利益の尊重について普及啓発を図るとともに、子どもが自らの意見を表明する権利を行使することができ、かつ、子どもの意見が適切に社会に反映される環境の整備に努めるものとする。

（地域における子育て支援体制等の充実）

第10条 道は、地域において子育てを支援する拠点並びに子育てに関する不安を抱える親及びその子どもが交流し、相談することができる場の確保を促進するものとする。

- 2 道は、地域における子育てを支援する団体等の活動の促進を図るとともに、高齢者、子育て経験者等の人材及び公民館等の施設の効果的な活用を促進するものとする。
- 3 道は、母子家庭及び父子家庭の子育てと仕事との両立が図られるよう、地域において就業支援及び生活支援を行う体制の整備を推進するものとする。
- 4 道は、養育に恵まれない子どもが健やかに成長できるよう、地域において養育支援及び自立支援を行う体制の整備を推進するものとする。
- 5 道は、発達遅れ又は障害のある子ども及びその家族が必要な療育、相談等を受けられるよう、地域において発達支援を行う体制の整備を推進するものとする。

（保育サービス等の充実）

第11条 道は、子育てに関する多様な需要に対応した保育サービス等が提供されるよう、保育所における延長保育、休日保育等及び幼稚園における預かり保育（教育課程に係る教育時間の終了後において、希望する者を対象として行われる教育活動をいう。）、放課後における児童の健全育成に関する活動等並びに地域における子育ての相互援助に関する活動を促進するものとする。

2 道は、保育所への入所の需要に対応するため、市町村との連携の下、児童の計画的な受け入れを促進するものとする。

3 道は、保護者の要請及び地域の実情に応じた多様な保育及び教育を提供できるよう、保育所と幼稚園との連携等を促進するものとする。

4 道は、良質な保育サービス等の提供を確保するため、保育士等の資質の向上を促進するものとする。

5 道は、保育所及び幼稚園の情報その他の子育て支援に関する情報を

提供する体制の整備を促進するものとする。

(雇用環境等の整備)

第12条 道は、家庭生活との均衡のとれた働き方及び職場における性別にとらわれない役割分担に関して、事業者及び労働者の意識の啓発を推進するものとする。

2 道は、労働者の家庭と仕事との両立を促進するため、育児休業制度その他の子育てを支援する制度の事業者及び労働者への普及啓発等を推進するものとする。

3 道は、若年者が自立して家庭を築くことができるよう、就業の支援体制の整備を推進するものとする。

(母子保健医療体制等の充実)

第13条 道は、母子の保健医療体制を充実するため、妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、保健指導その他の母子保健サービスの提供及び周産期医療、小児医療等を提供する体制の整備を促進するものとする。

2 道は、子どもを持つことを希望する者の不妊に関する相談体制の整備及び適切な情報提供を推進するものとする。

(児童健全育成等の促進)

第14条 道は、子どもが健やかに成長できるよう、児童館等の活動の促進を図るとともに、都市公園等の整備、河川等自然環境を活用した遊び場の整備その他の子どもが自由に遊び、安全に過ごすことができる環境の整備を促進するものとする。

2 道は、子どもの豊かな心をはぐむため、子どもの読書活動、地域における文化の伝承活動その他子どもが文化、芸術等に親しむことができる環境の整備を促進するものとする。

3 道は、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、保健、教育、農林水産その他の関係分野の連携により、健全な食生活等に関する知識の普及等を促進するものとする。

4 道は、性、喫煙、薬物等に関する正しい知識の普及を推進するとともに、子どもの精神保健に関する問題に適切に対応できる体制の整備を促進するものとする。

(児童虐待防止対策の充実)

第15条 道は、児童虐待の未然防止及び早期発見、被虐待児童の保護及び支援、保護者への指導その他の児童虐待の防止対策を総合的に推進するものとする。

2 道は、児童虐待の防止対策を充実するため、地域における保健、医療、福祉、教育、警察等の分野の関係機関及び関係団体の連携に係る体制の整備を促進するものとする。

(教育環境の整備)

第16条 道は、子どもが結婚、子育て等に希望を持つことができるよう、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義に関する教育、啓発等を推進するものとする。

2 道は、子どもが豊かな人間性をはぐみ、たくましく生きる力を身に付けることができるよう、地域特性を生かした魅力のある教育、ゆとりのある教育その他の適切な教育環境の整備を推進するものとする。

3 道は、家庭及び地域社会における教育を充実するため、家庭、学校及び地域社会との連携の下、家庭教育への支援、多様な体験活動の機会の提供等を促進するものとする。

4 道は、いじめ、非行、不登校等の問題に対応するため、相談体制の強化及び家庭、学校、地域社会等との連携に係る体制の整備を促進するものとする。

(生活環境の整備)

第17条 道は、子育てに配慮した良質な住宅の供給等を促進するものとする。

2 道は、子どもが安全に通行できる道路交通環境の整備、交通安全活動等を促進するとともに、子ども及び子どもを生み育てる者が安心して利用できる施設等の整備を促進するものとする。

3 道は、子どもが犯罪に巻き込まれない安全な環境の整備を促進するとともに、子どもの健やかな成長を阻害するおそれのある行為、情報等についての対策を促進するものとする。

(経済的負担の軽減)

第18条 道は、子どもを生み育てる者の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児並びに母子家庭及び父子家庭の医療に係る措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第19条 道は、少子化対策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第20条 道は、少子化対策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(公表)

第21条 知事は、毎年、少子化対策の推進状況について、公表しなければならない。

第3章 北海道子どもの未来づくり審議会

(設置)

第22条 北海道における少子化対策を推進するため、知事の附属機関として、北海道子どもの未来づくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第23条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 知事の諮問に応じ、少子化対策の推進に関する重要事項を調査審議すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

2 審議会は、少子化対策の推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

(組織)

第24条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第25条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 少子化対策に関係する団体の役職員

(3) 事業者(法人にあっては、その役員)

(4) 関係行政機関の職員又は市町村の連絡調整を図る団体の役職員

(5) 公募に応じた者

(6) 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第26条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第27条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第28条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第29条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章の規定は、平成16年12月1日から施行する。

一部改正〔平成21年条例15号〕

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過することにより、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

追加〔平成21年条例15号〕

附 則(平成21年3月31日条例第15号抄)

〔北海道条例の整備に関する条例の附則〕

1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)